

瀬戸内市聖地巡礼グルメ等創出事業仕様書

1 業務名

瀬戸内市聖地巡礼グルメ等創出事業

2 業務の目的

日本刀をテーマにしたグルメ等を取り扱う市内事業者の拡大を図り、日本刀の聖地として来訪者の満足度を高めるとともに、それらを巡る「聖地巡礼」につながる周遊促進事業を展開することにより、グルメ等の定着と滞在時間の延長及び地域消費の拡大に繋げる。

3 業務の内容

令和6年9月から11月にかけて、岡山県では観光キャンペーン「岡山ハレいろキャンペーン2024」が実施される見込みである。また、同期間中に、備前長船刀剣博物館では特別展（8月24日～9月23日）の国宝「無銘一文字（山鳥毛）」の公開を予定しており、刀剣ファンを中心とした来訪者の増加が想定される。この効果を市内に波及させるため、聖地巡礼につながる周遊観光の促進に取り組む。

また、グルメ等の定着及び周知を図るため、Web及び紙媒体などの促進ツールの制作やDXを活用したイベントの実施及び情報発信を行う。

上記内容を踏まえ、本事業では以下の業務を遂行する。

(1) 協力事業者の確保

市内事業者等に本事業を周知し、テーマに賛同してもらえる協力事業者を複数確保すること。

(2) 回遊性増進のための企画・運営

協力事業者のグルメ等を活用し、観光客を周遊させ、瀬戸内市内での滞在時間の延伸及び消費額増大を促進するため、DXを用いた周遊促進を目的とした企画を実施する。

(3) 自由提案

上記(1)～(2)以外に、周遊促進及び満足度の向上に資する効果的な取り組みについて提案者の強みを生かし、予算の範囲内で自由に企画し提案を行うこと。

(4) 実施報告書の作成と報告

本業務の実施報告書を以下の内容でとりまとめ、発注者へ提出する。

- ① 事業の実績報告
- ② 効果検証・分析
- ③ 課題
- ④ 課題解決に対する提言

※ なお業務の詳細については、提案内容を基に発注者と協議の上、決定するものとする。

4 著作権の譲渡等

本事業の実施により作成される成果物の著作権等の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 本業務の履行に係る成果物の所有権は全て発注者に帰属する。

(2) 成果品が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

- (3) 成果品について、受注者及びその他の第三者が著作権者人格権、実演者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、発注者及び発注者の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。
- (4) 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受注者が行うこととし、その経費は業務委託料に含むものとする。
- (5) 発注者は、成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。
- (6) 受注者は、発注者の了解のもとに、成果品を使用することができる。
- (7) 本業務の遂行にあたり受注者が独自に作成した著作物についても成果品として発注者に無償で引き渡すこととし、著作権の扱いは、(1) から (5) の規定を準用する。

5 その他留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、発注者と受注者で協議の上決定する。なお、この仕様書に明示されていない事項又は、業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受注者の責任において対処することとする。
- (3) 事故などにより発生した損害については受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は発注者が負担するものとし、その額は両者協議により決定する。
- (4) 業務を実施するに当たり、第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、キャラクター、音楽など）の活用も可とする。その際には、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の確保、その他付随する業務全般を実施すること。
- (5) 本業務を遂行する上で知り得た情報・秘密については、発注者の承諾を得ることなく第三者に漏らしたり、本業務以外の目的に使用してはならない。なお、委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。

6 履行期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

ただし、瀬戸内市聖地巡礼グルメ等創出事業仕様書の「3 (2) 回遊性増進のための企画・運営」事業については、令和6年8月24日から11月30日までの期間とする。

7 成果品等

本業務実績報告書 2部

本業務実績報告書及び本業務で作成した冊子等の電子データを収録したDVD-R等 一式

8 再委託の制限等

- (1) 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に瀬戸内市に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。